

議員報酬の根拠（原案）

（１）報酬の根拠はどうあるべきか

議員報酬は「議員の責務に対する対価」であることを基本に据えるべきである。芽室町議会基本条例や各答申においても、議員は政策提案、行政監視、住民対話など広範な責務を担うとされている。

その責務を持続的に果たすためには、報酬には生活給的要素を含める必要があると整理されてきた。また、無投票やなり手不足が全国的課題となる中で、本町議会でも多様な人材が立候補できる条件整備として報酬を位置づけることが不可欠である。

（２）報酬の根拠とすべき方式は何か

芽室町議会は、全国町村議会議長会が示す「原価方式（町長給与×活動日数比率）」を基本方式とする。この方式は、議員自身の活動量を基礎に算定するため、最も客観性と合理性が高い。H26 答申でも複数方式を比較した上で「積上方式（原価方式）」を選択しており、以降もこの立場を踏襲している。成果や責務の観点を補足的に加えることで、報酬を「対価・成果・責務」の三要素から説明できる体系とする。

（３）役職区分はどうあるべきか

議長・副議長・委員長は、議事運営や調整業務など固有の権限と責務を担うため、区分と差を設けることが合理的である。なお、副委員長については業務量が多いが、議長・副議長・委員長ほどの権限と責務は有していないため、役職区分としては取り扱わない。

（４）期末手当はどうあるべきか

芽室町議会では、期末手当は年間報酬の一部として位置付けられ、一般にいうボーナスとは異なる性格のものである。現在は、期末手当を年 1 回（4 月、4.1 か月分）支給する仕組みを採用しており、これは通年議会制を踏まえた芽室町議会独自の設定である。

今後も、活動実態との整合を確保しつつ、期末手当の回数・時期・

率・加算率については整理を行い、町民に理解される形で明示することを基本方針とする。特に手当の回数については、これまでの実績を踏まえつつ、社会通念に合わせる形で年2回（6月・12月支給）とする方向で検討を進める。

（５）報酬増の際の財源確保の説明はどうあるべきか

令和6年の全国町村議会議長会による要望では、議員報酬が低水準であることがなり手不足の一因であるとされ、改善のためには「地方交付税算定における議員報酬単価の引き上げ」や「報酬改定を行った町村に対する財政措置の充実」が求められている。つまり、国・道による財政支援を得ながら町村の負担を軽減する仕組みづくりが不可欠である。

したがって芽室町議会としては、報酬増を検討する際には、既存歳出の見直しによる独自の捻出と国・道による制度的財政支援を活用する可能性も含めて、住民に丁寧の説明することを原則とする。

1-4. 原価方式の算定モデル（令和4年モデル）

議員報酬額の算定式

$$\frac{(1) \text{議会・議員の活動日数} \text{ 日}}{(2) \text{首長の職務遂行日数} \text{ モデル：305日}} \times (3) \text{首長の給料} \text{ 円} = (4) \text{議員報酬額} \text{ 円}$$

→ 首長の給料実額を採用

(1) 議会・議員の活動日数の積算（①+②+③の合計）

議会活動

- ① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣（※'） 日
- 〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場（全員協議会等）、カ議員派遣、キ委員派遣〕
- ② 法定外会議・住民との対話等（※'） 日
- 〔ア法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）イ議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕

議員活動

- ③ 日常の議員活動（※'※'） 日
- 〔ア①②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、イ議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ公的行事への出席、エその他〕

※' 実際の活動日数（①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均）を記入（同日の重複カウントはしない）

※' 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）して1人あたりの平均を算出

(2) 首長の職務遂行日数（モデル：305日）

○ 年間305日の職務遂行日数をモデル値として設定

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出

365日 - (土曜日・日曜日：104日 + 国民の祝日：16日) × 1/2 = 305日（※'）

※' 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい

議員定数と報酬の見直し（原案）について

1 確認事項

（１）検討手法について

- ・ 原則として、全議員による協議・検討・討議（以下「協議等」という）とし、公開により実施する。
- ・ ただし、意見交換の要素が強い協議等は、非公開によるグループワーク等の手法を含めて、別途、手法を検討する。

（２）目的について（何のために「議員定数と報酬」を見直すのか？）

芽室町議会を持続可能なものとし、多様な人財が参画できる環境を整えるために、議員定数と報酬を適正化し、二元代表制の一翼としての役割を果たし続けることを目的とする。

＜説 明＞

- ・ 人口減少・少子高齢化が進む中でも、議会が「二元代表制の一翼」として十分に機能し続けるため。
- ・ 多様な人材（若者・女性・現役世代等）が立候補・参画しやすい条件を整えるため。
- ・ 議会の「監視・政策提言・住民代表」の役割を果たすために、定数・報酬のあり方を社会情勢に応じて適正化する。

（３）背景について（全国的状況とこれまでの芽室町議会の経過）

全国的に町村議会では、「無投票」や「なり手不足」が深刻化しており、芽室町議会でも令和５年に初の無投票となったことから、議会機能を将来にわたり、維持・強化するために定数と報酬の見直しに取り組むこととなった。

＜説 明＞

・ 全国的状況

- ・ 町村議会では「無投票」「定数割れ」が増加し、令和５年統一選で27.4%が無投票、次期には3分の1超が無投票になる可能性あり。
- ・ なり手不足の要因は「やりがい・環境・待遇」の３条件が不十分であること、特に低額な報酬・年金未加入が大きい。
- ・ 定数削減と報酬引き上げを短絡的に結びつけると、かえって、なり手

不足や住民不信を招く懸念あり。

- ・芽室町議会のこれまでの足跡
 - ・平成 27 年：常任委員会を 3→2 に再編、定数 16 人（H23. 5～）。
 - ・令和 5 年：史上初の無投票当選 → 危機感を共有し「定数・報酬見直し」を議長が議会運営委員会及び議会改革諮問会議に対して諮問。
 - ・令和 6～7 年：議員間討議・町民意見交換会（6 会場・67 人参加）を実施。
 - ・住民意見：定数現状維持（16 人）が妥当、報酬 30～35 万案に理解を示す声が多数。
 - ・令和 7 年 7 月：議員間討議を経て、定数 16 人維持・報酬 30 万円を「原案の案」として整理。

（４）趣旨について

議員定数は「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保し、議員報酬は活動の対価と生活給的要素を兼ね揃えた水準を設定することで、「無投票」や「なり手不足」の克服を数合わせではなく、議会力の維持・向上につなげ、議会自らが住民と対話し、自己改革を実践する姿勢を明確にする。

<説 明>

- ・「定数＝コストではなく住民代表の総量」
人口減少社会においても、多様な民意を反映できる議員数を維持することが民主主義の根幹。
- ・「報酬＝活動の対価＋生活給的要素」
議員の責務と活動量を正しく住民に説明できる水準を確保し、若者・女性・現役世代の参入を促す。
- ・「無投票の克服は報酬や定数の数合わせではなく、議会の力をどう維持するか」
削減論ではなく、縮小社会における議会機能強化を優先する。
- ・「自己決定・自己改革の実践」
議会自らが案をつくり、町民と対話しながら意思を決定する「自治の主体」としての責任を果たす。

議員定数の根拠（原案）

（１）委員会機能が安定的に確保できる人数とは？

本町議会では、常任委員会や特別委員会を設置し、条例や予算、事業の内容などを専門的に審査している。欠席や利害関係による除斥などを考慮すると、委員会審査が十分に機能するためには一定の人数が必要であり、また、複数の委員会を同時に運営するには、各委員会に適切に人員を配置できる体制が不可欠である。

このため、町議会としては委員会活動を安定的に行うために、少なくとも７～８名の議員数が必要であると考ええる。

（２）議長・副議長の委員会への関わりはどうあるべきか？

地方自治法第 104 条において、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定しており、また、芽室町議会基本条例第 5 条第 1 項においても、「議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。」と規定している。

このことから、地方自治法第 116 条において議長も議決権を有しているが、議会運営全体の調整役を担うため、委員会に所属しないのが一般的であり、芽室町議会においても適用している。副議長は議長を補佐しつつ議員として委員会に所属できるが、委員長等との兼務は議会運営の公平性を損なう恐れがあるため、規則上も運営上も慎重な対応が求められる。

（３）強化すべき委員会機能はないか？

地方自治法第 109 条では、「議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」と規定している。本町議会の議員定数規模を踏まえると、委員会数を増やせば委員 1 人当たりの所属数や負担が過大となり、委員会機能の安定性を欠くおそれがある。現在の行政事務は「総務・産業」と「福祉・教育」に大きく整理可能であり、2 常任委員会体制とすることで網羅的かつ効率的に審査でき、事務事業量から見ても適正と考える。

(4) 委員会への委員重複所属はどうあるべきか？

常任委員会は、議会の専門的な審査機能を担う重要な機関であり、委員が複数の委員会に重複所属すると、同一議員が複数の場で発言・判断を行うこととなり、委員会相互の独立性やチェック機能が低下する恐れがある。また、多様な議員が幅広く委員会に参画することが住民の多様な声を反映する上で重要であり、そのためにも重複所属は、極力避けることが望ましいと考える。

(5) 議員（委員）間の活動量の平準化は実現できるか？

本町議会では現在、広報広聴に特化した委員会を設置しておらず、広報誌編集や住民意見の集約といった役割を議会運営委員会が兼務している状況にあり、そのため、議会運営委員会に業務が集中し、議員間での活動負担に偏りが生じている実態がある。広報広聴は、住民理解と議会活動への信頼を高めるために不可欠な機能であり、独立した委員会を設置することで専門的かつ継続的に取り組むことが可能となる。これにより、議員間の活動を平準化し、議会全体の機能強化にも資するものと考ええる。

(6) 人口との兼ね合いはどうあるべきか？

議員定数のあり方を考える際、従来は人口との比例関係が基準とされてきた。しかし、近年は、議会の役割や委員会機能の確保、政策形成機能の充実など、機能面を重視した議論が主流となっており、単純な人口比例は必ずしも妥当な根拠とは言えない。一方で、住民感覚として「人口が減少すれば議員も減らすべき」との意見は根強く存在しており、この視点を軽視することはできない。

したがって、定数の検討にあたっては人口論に依拠しすぎず、しかし、住民感覚にも丁寧に向き合いながら議会機能を持続可能に確保する視点が必要と考える。